

資格取得をお考えのひとり親のみなさまへ

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金制度のご案内

1 制度概要

看護師や保育士等の就職に有利な国家資格等を取得するために養成機関に通う場合、修業期間中における生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。

2 対象者

母子家庭の母及び父子家庭の父のうち、次の全ての要件を満たす者

- ・児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準にあること。
※ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
- ・養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

3 対象資格

正(准)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、理・美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

※修業形態については、通学制を原則としますが、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合や、働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用が可能です。

4 支給額等

○高等職業訓練促進費

- ・支給期間：修業期間の全期間
(※ただし、対象者が休学および留年した場合、その留年中の期間は支給期間に含めない。)
- ・支給額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円 (修業期間の最後の12月は月額140,000円)
市町村民税課税世帯 月額 70,500円 (修業期間の最後の12月は月額110,500円)

※本人が非課税でも同一世帯者(生計を同じくする者)が課税の場合は、課税とみなします。

○入学支援修了一時金

- ・支給期間：修業期間を修了し、卒業してから一時金として支給
- ・支給額：市町村民税非課税世帯 50,000円
市町村民税課税世帯 25,000円

5 申請(受講前に事前相談が必要です)

必要書類：①高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1号)

②地方税関係情報を取得することについての同意書(様式第2号)

③マイナンバーが分かるものと本人確認ができるもの(運転免許証等)

④振込先金融機関の通帳

(受講開始時)⑤(高等職業訓練促進給付金申請の場合)養成機関の在籍証明書

(受講修了時)⑥(高等職業訓練修了支援給付金申請の場合)養成機関におけるこのカリキュラムの終了を証明する書類(卒業証明書等)

※その他、ご家庭の状況により、戸籍謄本等別途提出をお願いすることがあります。

6 問合せ先

鳥取市役所こども未来課 ☎0857-30-8239 または 各総合支所市民福祉課

高等職業訓練促進給付金を受けられる方へ

入学準備金等の貸付金制度のご案内

※自立支援教育訓練給付金との併給は出来ませんので、ご注意ください。

1 対象者

以下のいずれも満たす者

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給対象者であって、平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は養成機関を卒業する者
- (2) 原則として鳥取県内に住民登録をしている者であって、養成機関修了後1年以内に、取得した資格を活かして就職し、引き続き5年間就業しようとしている者

2 貸付金の種類と限度額

(1) 入学準備金

- ・対象者：高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
- ・使途の例：養成機関に支払う入学金、教材費、参考図書、学用品 等
- ・貸付額：50万円以内

(2) 就職準備金

- ・対象者：高等職業訓練促進給付金の支給を受けている者であって、養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した者
- ・使途の例：就職によって転居が伴う場合における転居費用、転居先の賃借物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料、就職活動及び就職先で使用する被服費、就職に当たり就職先で研修等を受けた際の研修費用 等
- ・貸付額：20万円以内

3 利子

連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は年利1.0パーセント。

4 返還免除規定

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は、返還の債務を免除する。

5 問合せ先・申請窓口

○制度や手続きに関する問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内）

電話 0857-59-6344

ファクシミリ 0857-59-6340

○申請書類の配布・提出窓口

鳥取市役所子ども家庭課 TEL0857-30-8456 または 各総合支所市民福祉課

○入学準備金の申請に必要な書類 ※高等職業訓練促進給付金と同時申請（入学後）

- ・入学準備金貸付申請書（様式第1号）
- ・入学準備に要する費用が確認できる書類（領収書又は見積書、入学金の額が分かる書類の写し等）
- ・連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類（所得証明書等）
（連帯保証人を立てる場合のみ）

○就職準備金の申請に必要な書類

- ・就職準備金貸付申請書（様式第2号）
- ・資格を取得したことが分かる書類（証書や免許証の写し等）
- ・就職準備に要する費用が確認できる書類（領収書又は見積書の写し等）
- ・連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類（所得証明書等）
（連帯保証人を立てる場合のみ）